

第 8 期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

平成 30 年 3 月に策定した「第 7 期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）を見直し、長岡市総合計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画等との整合性を図りながら、令和 2 年度に第 8 期計画（令和 3 年度～令和 5 年度）を策定する。

1 計画の名称

第 8 期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年

3 策定方法

次の計画を一体的に策定する。

○市町村老人福祉計画

○市町村介護保険事業計画

※ 第 6 期計画までは、市町村地域福祉計画を含めていたが、第 7 期計画からは、これを単独の計画として別途策定

（参考）各個別計画の概要

○市町村老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8）

- ・老人福祉事業の供給体制の確保
- ・確保すべき事業の量の目標その他必要な事項
- ・介護保険事業計画と一体のものとして作成

○市町村介護保険事業計画（介護保険法第 117 条）

- ・ 3 年を 1 期として、老人福祉計画と一体的に策定
- ・介護保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項（介護保険料の改定等）
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、見込量の確保のための方策等
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み、見込量の確保のための方策等

